要綱第　号

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱を次のように定める。

令和６年３月　日

宇和島市長　岡 原　文 彰

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、「条例」という。）に基づき、予算の範囲内において宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　保存地区　都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により決定した宇和島市都市計画伝統的建造物群保存地区津島町岩松伝統的建造物群保存地区（令和５年宇和島市告示第70号）をいう。

（２）　保存活用計画　条例第3条に規定する宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区保存活用計画（令和5年宇和島市教育委員会告示13号）をいう。

（３）　伝統的建造物　条例第３条に規定する保存活用計画で伝統的建造物に決定された建築物及び工作物をいう。

（４）　建造物　保存地区内における建築物及び工作物をいう。

（５）　修理　保存活用計画に定められた修理基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。

（６）　修景　保存活用計画に定められた修景基準に基づき行われる建築物等の新築等の行為をいう。

（７）　外観　物件の外部で、屋根、外壁、軒回り及び建具等をいう。

（８）　構造耐力上必要な部分　基礎、土台、床組、壁（内部の仕上げを除く）、柱、斜材、小屋組及び横架材

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　物件の所有者（物件が共有の場合は、その代表者）、管理者又は占有者

（２）　市長が町並み保存に資すると認めた団体の代表者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としないものとする。

（１）他の補助事業等により補助金等の交付を受けて保存整備をしようとする者

（２）市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納している者

　（補助対象経費等）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

２　補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（１）　設計図書（位置図、配置図及び平面図等）

（２）　見積書

（３）　現況写真

（４）　建造物の所有者の承諾書（申請者が所有者と同一の場合は省略することができる。）

（５）　建造物の所有者の全員がわかる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知するときにおいて、必要に応じて当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（補助事業の変更又は中止）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金変更承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、添付する書類は変更があったものに限る。

（１）　設計図書（位置図、配置図及び平面図等）

（２）　見積書

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金変更決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　実施設計図書若しくは成果品

（２）　完成写真

（３）　領収書等支払いが確認できる書類の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第９条　市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金額確定通知書（第６号様式）により交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第10条　補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、宇和島市会計規則(平成17年規則第50号)様式第９号―３に定める請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

（１）　虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（３）　法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（４）　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第12条　補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日)

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱の廃止)

２　宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱(平成29年要綱第51号)は、廃止する。

　（経過措置）

３　この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の種類 | 補助対象 | 補助率 | 限度額 |
| 伝統的建造物 | 主屋付属屋等 | 外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐力上必要な部分に係る経費 | 8/10以内 | 上限無し |
| 保存のため必要な鳥虫害等防除工事に係る経費 | 8/10以内 | 100万円 |
| 履歴調査・修理計画設計に係る経費 | 8/10以内 | 40万円 |
| 工作物 | 当該物件の修理に係る経費 | 8/10以内 | 200万円 |
| 伝統的建造物以外の建造物 | 主屋・付属屋等の新築・増築又は改築 | 外観を伝統的建築物等に準じて歴史的風致を維持したものに限り、その経費のうち屋根、外壁、軒先等の伝統工法による修景に係る経費 | 2/3以内 | 500万円 |
| 維持のため必要な鳥虫害等防除工事に係る経費 | 2/3以内 | 50万円 |
| 工作物 | 外観を伝統的建築物等に準じたもの又は歴史的風致を維持したものへ修景するために係る経費 | 2/3以内 | 200万円 |

様式第１号（第５条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付申請書

年　　月　　日

宇和島市長　様

申請者　住所

（所在地）

氏名

（団体名及び代表者名）

下記の事業において、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助対象事業の内容

２　補助対象事業の着工（着手）予定年月日 年　　月　　日

完了予定年月日 年　　月　　日

３　添付書類

（１）　設計図書（位置図、配置図及び平面図等）

（２）　見積書

（３）　現況写真

（４）　建造物の所有者の承諾書（申請者が所有者と同一の場合は省略することができる）

（５）　建造物の所有者の全員がわかる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付決定（却下）通知書

第　　　号

年　　月　　日

様

宇和島市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

１　この補助金の交付の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった事業とし、その内容は宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

３　この事業は、　　年　　月　　日までに完了しなければならない。

４　補助金交付の条件は前３項に定めるもののほか、次のとおりとする。

（却下理由）

様式第３号（第７条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金変更承認申請書

年　　月　　日

宇和島市長　様

申請者　住所

（所在地）

氏名

（団体名及び代表者名）

　　年　　月　　日付け第　　号により交付決定を受けました宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第７条の規定により申請します。

記

１　変更･中止の理由

２　変更後の補助対象事業の内容

３　添付図書（変更があったものに限る）

（１）　設計図書（位置図、配置図及び平面図等）

（２）　見積書

（３）　その他市長が必要と認める書類

様式第４号（第７条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金変更決定通知書

第　　　号

年　　月　　日

様

宇和島市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金の変更については、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第７条の規定により、次の通り承認したので通知します。

記

１　補助金変更決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　附帯事項（指示、条件）

様式第５号（第８条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金実績報告書

年　　月　　日

宇和島市長　様

申請者　住所

（所在地）

氏名

（団体名及び代表者名）

　　　　年　　月　　日付　　第　　　号で交付決定通知のあった事業が完了したので、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業の内容及び経費

２　補助事業の着工年月日 年　　月　　日

完了年月日 年　　月　　日

３　添付書類

（１）　実施設計図書若しくは成果品

（２）　完成写真

（３）　領収書等支払いが確認できる書類の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第９条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付確定通知書

第　　　号

年　　月　　日

様

宇和島市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

１　この補助金の交付の対象となる事業は、　　　　年　　月　　日付けで（変更）申請のあった事業とし、その内容は、　　　　年　　月　　日付けで報告のあった宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金実績報告書に記載のとおりとする。

　２　補助事業に係る経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

　　　補助対象経費　　　　　　　　　　円

　　　 　補助金の額　　　　　　　 　　　円

様式第７号（第１１条関係）

宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付決定取消通知書

第　　　号

年　　月　　日

様

宇和島市長

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金については、下記のとおり取り消したので通知する。

記

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円を取り消す。

　２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費　　　　　　　　　　　　　円

　　　補助金の額　　　　　　　　　　　 　　円

　３　取消しの理由